

○常滑市生ごみ減容機器設置報奨金交付要綱

平成5年5月1日要綱第5号

改正

平成8年12月1日

平成11年4月1日

平成23年4月1日

平成24年4月1日

平成24年6月15日

平成27年12月7日要綱第40号

平成30年2月1日要綱第2号

常滑市生ごみ減容機器設置報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、生ごみの減容機器（以下「機器」という。）の購入に対し、報奨金を交付することにより家庭から出る生ごみの自家処理を促進することを目的とする。

(交付対象)

第2条 報奨金の交付の対象となる機器は、次のとおりとする。

- (1) コンポスト（底部がなく、水分が地中に浸透する地上設置型の生ごみ肥料化容器をいう。）
- (2) EMぼかし容器（EM菌を利用し、生ごみを堆肥化するための密閉された構造及び材質のものをいう。）
- (3) キューロ（土の中のバクテリアにより生ごみが分解されてなくなる処理容器をいう。）
- (4) 電動式生ごみ処理機（電動乾燥等により生ごみを減量させる機器をいう。）

2 常滑市内に住所を有する者が、自家処理を目的として、前項に該当する機器を市内の業者から購入した場合を対象とする。ただし、キューロについては、常滑市社会福祉協議会から購入した場合に限る。

3 報奨金は、機器ごとに交付し、1世帯につき、コンポスト及びEMぼかし容器はどちらか2基まで又はそれぞれ1基ずつまで、キューロ及び電動式生ごみ処理機はそれぞれ1基まで（平成24年4月1日前に購入した機器を除く。）とする。ただし、購入後7年を過ぎての買い替えの場合、破損で修理不可能な場合その他市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(報奨金の額)

第3条 報奨金の額は、次のとおりとする。

- (1) コンポスト及びEMぼかし容器については、1基につき購入金額の3分の2以内の額で、4,000円を限度とする。
- (2) キューロについては、1基につき購入金額の3分の2以内の額で、10,000円を限度とする。
- (3) 電動式生ごみ処理機については、1基につき購入金額の2分の1以内

の額で、32,000円を限度とする。

2 前項各号の規定により算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(報奨金の交付申請)

第4条 報奨金の交付の申請をしようとする者(以下「申請希望者」という。)は、常滑市生ごみ減容機器設置報奨金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び生ごみ減容機器販売証明書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、常滑市社会福祉協議会からキエーロを購入した場合に限り申請希望者は、常滑市社会福祉協議会に対し、報奨金の請求及び受領の権限を委任状(様式第3号)により委任し、常滑市社会福祉協議会を経由して申請書及び生ごみ減容器機販売証明書を提出しなければならない。

(報奨金の交付決定)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは報奨金の交付を決定し、常滑市生ごみ減容機器設置報奨金交付決定通知書(様式第4号)により申請希望者に通知するものとする。

(報奨金の請求)

第6条 報奨金の交付決定を受けた者(第4条第2項の規定により報奨金の請求を委任した者を除く。)又は常滑市社会福祉協議会(第4条第2項の規定により報奨金の請求を委任された場合に限る。)は、当該報奨金の請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(報奨金の交付)

第7条 市長は、前条の請求書を受理したときは、報奨金を交付するものとする。

2 市長は、第4条第2項の規定により申請書が提出された場合において、常滑市社会福祉協議会が報奨金相当額を差し引いてキエーロの販売を行ったことを確認したときは、常滑市社会福祉協議会に報奨金相当額を交付するものとする。

3 前項の規定による交付があったときは、市長から申請希望者に対し報奨金の交付があったものとみなす。

(交付決定の取消等)

第8条 市長は、報奨金の交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当したときは、報奨金の交付決定を取り消し、既に報奨金の交付がなされているときは、その報奨金(キエーロを報奨金相当額を差し引いた価格で購入した者にあつては、報奨金相当額の金銭)の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載することその他、不正行為があつたとき。

(2) 報奨金の交付対象となった機器を他に譲渡したとき。

(その他事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

常滑市長 殿

住所 常滑市  
申請者  
氏名 (電話) ー (印)

常滑市生ごみ減容機器設置報奨金交付申請書

常滑市生ごみ減容機器設置報奨金交付要綱に基づき、下記の通り報奨金の交付を受けたく申請します。また、同要綱の規定を遵守します。

記

1 報奨金交付申請額 円

2 明細表

商 品 名			
容 量	L kg	基 数	基

※裏面にレシート（原本）を添付して下さい。

様式第2号（第4条関係）

生ごみ減容機器販売証明書

年 月 日

常滑市長 殿

【販売店】

所在地 常滑市

法人名（店舗名）

印

電話番号

※ 常滑市内の販売店に限ります。

次のとおり生ごみ減容機器を販売したことを証明します。

購入者名	
販売年月日	年 月 日
販売金額	円
機器の種類	電動式生ごみ処理機（乾燥式・バイオ式） 容器（コンポスト・EMぼかし容器・キエーロ）
メーカー名	
商品名	
形式等	

委 任 状

年 月 日

常滑市長 殿

委任者  
(購入者)

住所 常滑市

氏名  
電話 ( ) - ⑩

私は、下記の者に次の権限を委任します。

生ごみ減容機器設置報奨金の請求及び受領に関する一切の権限

受任者 所在地 常滑市

団体名及び  
代表者氏名

電話 ( ) -

年 月 日

殿

常滑市長

常滑市生ごみ減容機器設置報奨金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった報奨金の交付について、下記の通り決定しましたので常滑市生ごみ減容機器設置報奨金交付要綱第5条により、通知します。

記

交付決定額 円

（注意事項）

- ・ 購入した生ごみ減容器機につき、善良な管理者としての注意をもって管理すると共に、その効率的な運用を図ってください。
- ・ 常滑市社会福祉協議会から報奨金相当額を差し引いてキエーロを購入した場合は、既に報奨金の交付があったものとみなします。
- ・ 次のいずれかに該当する場合は、本決定を取り消し、既に報奨金の交付を受けている場合は、報奨金又はそれに相当する額の金銭の全部又は一部の返還を求めることがあります。
  1. 提出書類に虚偽の事項を記載することその他、不正行為があった場合
  2. 生ごみ減容機器を他に譲渡した場合

様式第5号（第6条関係）

### 請 求 書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、常滑市生ごみ減容機器設置報奨金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

常滑市長 殿

申請者 住所 常滑市  
(受任者) (所在地)

氏名 ㊟  
( 団体名及び )  
( 代表者氏名 )

電話 (      ) -

振 込 先

金融機関名	店 名	預金種別	口座番号	口 座 名 義
銀行 農協 信用金庫 (                      )	店	普 通 当 座		(フリガナ)